

所得の計算方法

※ この計算方法は簡易なものですので、詳しくは担当までお問い合わせください。

下記の「入居予定者全員の所得の合計」から、「控除額の合計(A)」を差し引き、12ヶ月で除した金額が158千円を超えることが入居申込の条件となります。

計算式 ※「控除後の所得認定額」が「入居所得基準額」を超えることが条件

入居予定者全員の所得の合計 ※所得の種類(給与所得、年金所得、 その他の所得)により算出方法が 異なります。	－	控除額合計 (A)	÷	月数	=	控除後の 所得認定額	>	入居所得基準額
	－		÷	12	=		>	158,000

1. 所得の計算方法

【給与所得】

年間総収入金額	計算式	
551,000円未満	0円	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円-最大10万円	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円-10万円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円-10万円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円-10万円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円-10万円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額÷4=B（千円未満の端数切捨て）	B×2.4+100,000-10万円
1,800,000円以上 3,600,000円未満		B×2.8-80,000円-10万円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		B×3.2-440,000円-10万円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000円-10万円	
=年間給与所得金額		

【年金所得】

受給者の年齢	年間総収入金額	計算式	
65歳以上の方	1,100,000円以下	0	= 年間年金所得金額
	1,100,001円以上 3,300,000円以下	年間総収入金額-1,100,000円-最大10万円	
	3,300,001円以上 4,100,000円以下	年間総収入金額×0.75-275,000円-10万円	
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	年間総収入金額×0.85-685,000円-10万円	
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円-10万円	
65歳未満の方	600,000円以下	0	
	600,001円以上 1,300,000円以下	年間総収入金額-600,000円-最大10万円	
	1,300,001円以上 4,100,000円以下	年間総収入金額×0.75-275,000円-10万円	
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	年間総収入金額×0.85-685,000円-10万円	
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円-10万円	

【その他の所得】

事業所得・利子所得・配当所得・不動産所得・雑所得等の所得です。
 こちらの所得で申告されている方は、確定申告書の所得金額を使用します。

2. 控除額

控除区分	人数	控除額	人数 × 控除額
本人を除く同居親族と別居の扶養親族の合計		380,000	
特定扶養親族 (所得税法の扶養親族のうち、年齢16歳以上満23歳未満の方)		250,000	
老人扶養親族・同一生計配偶者 (所得税法の扶養親族又は同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方)		100,000	
特別障害者 (身体1・2級、精神1級、療育A)		400,000	
障害者 (身体3～6級、精神2級、療育B1・B2)		270,000	
本人特別障害者 (身体1・2級、精神1級、療育A)		400,000	
本人障害者 (身体3～6級、精神2級、療育B1・B2)		270,000	
ひとり親 ●死別もしくは離婚してから婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の全ての要件に該当する方。 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。) ②生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、総所得金額が48万円を超えている場合は含まれません)を有すること。 ③合計所得金額が500万円以下であること。		350,000 (ただし、所得金額が35万円未満の時は当該所得金額)	
寡婦 ●「ひとり親」に該当せず、次のいずれかの要件に当てはまる方。 ①夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、総所得金額が48万円を超えている場合は含まれません)がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別した後、婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方。 (※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。)		270,000 (ただし、所得金額が27万円未満の時は当該所得金額)	
控除額合計(A)			